

発電用風力設備の風車を支持する工作物に係る建築基準法及び電気事業法から
電気事業法への審査一本化に伴う手続き等について

平成26年3月18日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 目的

発電用風力設備のうち、高さが15メートルを超える風車を支持する工作物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）のそれぞれにおいて安全規制が課されていたが、平成24年4月3日付けで閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を踏まえ、平成26年4月1日付けで、建築基準法令と同等の規制が課されることを前提に、建築基準法の規制対象から除外し、電気事業法での安全規制に一本化するとともに、同日付けで発電用風力設備の技術基準の解釈を改正し建築基準法の安全規制を取り込むなど、所要の改正等を行う予定である。

各設置者におかれては、平成26年4月1日以降、風車を支持する工作物に係る電気事業法令での手続き等が適正に行われるよう、以下の事項に留意されたい。

2. 具体的な手続き等について

(1) 電気事業法第39条第1項及び第56条第1項の規定に基づく技術基準への適合

設置する電気工作物は「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」に適合すること。また、建築基準法令の技術的内容を取り込んで改正する（平成26年4月1日付けで改正を予定）「発電用風力設備の技術基準の解釈について」と同等の水準を確保すること。

(2) 電気事業法第48条第1項の規定に基づく工事計画届出

出力500キロワット以上の風力発電所の設置又は変更の工事に係る工事計画届出書の添付書類のうち、支持物の構造図及び強度計算書については、従前の建築基準法令の規定に基づく指定性能評価機関による性能評価用提出図書と同等の内容とすること。

(3) 電気事業法第48条第5項の規定に基づく審査期間の延長の取り扱い

当該設備が審査に専門家の意見を聴く必要がある特殊な設備である等の場合、各産業保安監督部（支部、監督署、監督事務所を含む。以下同じ。）が工事計画届出を受理した後、電気事業法第48条第5項の規定に基づき、理由を付した上で審査期間を延長することがある。また、延長後においても、同様に審査期間を再度延長することがある。さらに、届け出られた書類に不備があった場合等によっては、延長期間の起算日に条件を付すことがある。

したがって、工事計画の届出に当たっては、上記を念頭に置いた上で、計画に余裕を持って届出を行うことが望ましい。

(4) 電気事業法第51条第1項及び第2項の規定に基づく使用前自主検査

使用前自主検査の実施に当たっては、電気事業法施行規則第73条の4の規定に基づき実施すること。また、「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」を踏まえた上で、建築基準法令の規定に基づき行われていた建築主事等による完了検査と同等の内容とすること。特に、外観検査に当たっては、配筋、ミルシート、部材の接合部、杭の施工報告書について、工事の計画に従って行われたものであることを確認すること。

(5) 平成26年4月1日時点で建築基準法令に基づく各手続が途中段階にあるものの扱いについて

平成26年4月1日時点で建築基準法令に基づく各手続が途中段階にあるものについては、同日付で発電用風力設備が建築基準法及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外される予定であるため、上記(1)から(4)を踏まえた電気事業法に基づく必要な手続等を行うこと。

(6) 発電用風力設備の廃止時の除却

発電用風力設備を廃止する際に、安全性の確保に問題があると考えられる場合は、当該設備を除却するよう要請する。なお、当該設備を廃止し、除却しない場合は、建築基準法令に基づく規制が適用されることとなる。

(7) 設計図書等の維持保存

設備の設計図書等は、設備の長期的な健全性維持や、設備廃止後の健全性の再評価を行うために重要な基礎情報であることから、風車メーカーと協力しつつ、当該設備の設計図書等を、その運用期間中、確実に維持・保存することが望ましい。また、設置者が変更された場合には、当該情報を遺漏なく引き継ぐこと。

国住指第4547号

平成26年3月18日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして
国土交通大臣が指定する工作物を定める件の一部を改正する件の施行について
(技術的助言)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第138条第1項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件(平成23年国土交通省告示第1002号)により国土交通大臣が指定した工作物については、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外しているところである。

今般、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、同告示を改正し、「風力発電設備(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物であるものに限る。)」を指定することとし、平成26年4月1日に公布・施行するのでお知らせする。

本改正に係る風力発電設備の取扱いについて、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められたい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 法が準用される工作物からの風力発電設備の除外について

他の法令の規定により法の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物は、法の規制の対象となる工作物から除かれる(令第138条第1項)。

今回新たに電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である風力発電設備を指定する。

この際、風力発電設備のうち平成26年4月1日時点で確認審査又は完了検査（以下「確認審査等」という。）の途中のものについては、確認審査等の途中で建築基準法上及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外されることとなる。このため、既に申請を受理したもの及び今後申請されるもので確認審査等の期間を勘案して平成26年3月31日までに確認審査等を終えることができるものについては、確認審査等を速やかに実施されたい。また、今後申請されるもので確認審査等の期間を勘案して平成26年3月31日までに確認審査等を終えることができないものについては、建築主に本改正について説明するとともに、電気事業法における手続きを適正に実施する必要がある旨説明されたい。

なお、電気事業法における手続きについては、別紙のとおり経済産業省より通知されているため参考とされたい。

第2 風力発電設備が電気工作物でなくなった場合の取扱いについて

電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である風力発電設備は、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置するものであるため、電気事業法第9条第1項に定める電気工作物等の変更の届出による廃止届出又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第5条に定める発電所の出力変更若しくは廃止報告が出された場合等には電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物に該当しないものとなる。この場合、建築基準法上及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物となるため、注意されたい。

経済産業省では別紙のとおり、風力発電設備の廃止時に安全性の確保に問題があると考えられる場合は設備を除却するよう要請することとしているが、建築担当部局においても、除却されない場合で保安上危険な場合等には、当該設備の状況に応じて法第10条に基づく勧告・命令等所要の対応を図られたい。

また、同省では、別紙のとおり風力発電設備の設置者に設計図書等の維持保存を求める旨通知されているため、上記対応の際には必要に応じ設置者に設計図書等の提出等を求めることも考えられる。